

おしえて かましししちゃん



※ このコーナーは、議会だよりの中や行政で使われているわかりにくい用語(専門用語)を説明します。

骨格予算と肉付け予算

本来予算は、その年度の歳入、歳出すべてについて年間の見通しのうえにたつて編成されるべきものです。

しかし、地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくいなどの理由により、政策的経費等の予算計上を避け、人件費等義務的経費などの必要最小限の経費を計上する予算編成が行われますが、この予算を骨格予算と呼んでいます。



政策的判断ができていない理由が解消された後に、政策的経費や新規事業費などを加える補正予算を肉付け予算と呼んでいます。

このほかに、年間の予算が年度開始時までに成立する見込みがない場合や合併などで新たに地方公共団体が設置された場合などに、本予算が成立するまでの一定期間、暫定的なものとして編成される暫定予算があります。

議長の辞職と副議長の辞職

議長又は副議長がその職を辞することを言います。

議長又は副議長の職を辞しても、議員の身分を辞することではありません。しかし、議員の身分を辞した時は、自動的に議長又は副議長の職は消滅します。

議長又は副議長は、原則的には議会の開会中議会の許可を得てその職を辞することができます。

閉会中においては、副議長は議長の許可を得てその職を辞することができますが、議長は地方自治法の規定により、閉会中その職を辞することができません。

ただし、副議長の許可により議員の身分を辞することで議長職を離れることはできます。

地方自治法第100条各項の規定に基づく3件の告発は否決

情報漏洩に関する調査特別委員会において、以前は非公開とされていた平成23年12月14日付でFAX送信された資料がどのように漏洩したかについて地方自治法第100条の規定に基づき調査する中で、同委員会は田中義幸議員について

- ① 正当の理由がないのに証言を拒んだ (第100条第3条)
 - ② 正当の理由がないのに記録を提出しない (第100条第3条)
 - ③ 証人尋問において虚偽の陳述をした (第100条第7条)
- と判断し、地方自治法第100条第9項の規定に基づき告発をすべきとの決定がなされ、本会議に提案されましたが、3件ともに賛成少数で告発することは、否決されました。

地方自治法第100条抜粋

第3項 出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

第7項 民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。

第9項 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならぬ。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。